

国立大学法人北海道教育大学 第4期中期目標・中期計画

中 期 目 標	中 期 計 画
(前文) 法人の基本的な目標 北海道教育大学は、平成25年に国が再定義したミッションを踏まえ、「教員養成機能における北海道の拠点」としての役割を果たすことを基本的な目標とし、「大学全体の教員養成機能の充実・強化を図るための抜本的な改革の一環」として、「新課程」を地域及び文化の価値に関する現代的・学際的探究を進める学科（国際地域学科、芸術・スポーツ文化学科）へと改組して現在に至っている。 第4期中期目標期間を目前に控えて社会及び教育界に目を向けると、Society 5.0へ向けた社会の急激な変化が予測困難な時代を生み、教育界に学習観・授業観の転換を含む新たな課題を突きつけている。そのような社会にあって、子どもの成長を支えるという大事な役割を担うべき教員を志す者が、全国的に減少傾向にあるという課題も見逃すことはできない。また、少子化は特に地方において学校の小規模化や統廃合を促進し、高齢化という課題に直面している地方は、自律的で持続的な社会の創生に寄与できる若い人材を求めている。 国立大学そのものの存在意義が問われている今、私たちは北海道教育大学のミッションに改めて思いを致す必要がある。その上で本学の責務を自覚し、加えて特色と強みを活かした先導的な教育・研究を行って地域の期待にこたえていかなくてはならない。そのために学部・大学院・附属学校が一体となって、以下の基本的な目標に取り組む。 (1) 教員養成大学としての専門性の強化 学校現場における臨床的研究を重視し、学問探究と実践探求の両方に軸足を置いて研究及び教育に携わる大学教員の比率を高める。 (2) 実践型教員養成への質的転換 実践型教員養成への質的転換に向けて、学生の主体的な学びを引き出しながら、実践という営みを通じて専門的知識と技能の定着及び構造化を促すことにより、教員になろうとする者に確かな実践力を身に付けさせ、教職意欲と自信を高める教育を実現する。 (3) 教育委員会等との連携強化 「養成－採用－研修」に大学と教育委員会が一体となって取り	

組み、教員養成・教師教育の高度化を実質的なものにするとともに、学び続ける教員を支援する。 (4) 地方創生を牽引する人材の養成 地域の課題に向き合う「プロジェクト科目」等において理論と実践の往還をより充実・実質化させ、学生の主体的・能動的学びを促し、実践的な課題解決力獲得を強化して地方創生に寄与する。 (5) 学科の専門的基礎研究成果の教員養成教育への活用 国際的な視野や英語・コミュニケーション能力の育成、日本語教育、地域の政策・経済・福祉・環境に関する地域教材、そして芸術やスポーツの文化価値、運動能力・健康に関する教材など、実践的・実証的な研究成果を基礎とした生きた教材を開発する。 (6) 経営基盤の強化 経営的基盤づくりについて、令和2年度に策定した「経営力強化方策」等に基づき戦略的な取組を推進する。	
◆ 中期目標の期間 中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。	
I 教育研究の質の向上に関する事項 1 社会との共創 ・ 1 人材養成機能や研究成果を活用して、地域の学校教育・社会教育の振興や文化の発展を牽引し、教育課題解決と地方創生に寄与するために、地方自治体と教育界をリードする。①	I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 社会との共創に関する目標を達成するための措置 ・ 1-1 「養成－採用－研修」に関わる一体的改革を進め、地方創生の基盤となる地域の教育力を向上するために、ステークホルダーとしての教育委員会との連携を強化する。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1140 142 1404 700">評価指標</td><td data-bbox="1404 142 2143 700"> 1 一体的改革の一環として、教育委員会等と連携して取り組んだ事業数について、第4期期間の平均値が令和3年度実績以上 2 一体的改革の一環として、教育委員会等と連携して取り組んだ事業の参加者数について、第4期期間の平均値が令和3年度実績以上 3 北海道における教員志願者の減少を踏まえ、一体的改革の一環として北海道教育委員会等と協働し、令和7年度までに教員養成3キャンパス所在地に、各1か所、計3か所以上の拠点を置き、高校生を対象に教職意欲を育成するコース等を設定する。当該コース等における授業科目1単位のうち15時間以上を本学教員が実施する。 4 教育委員会との「対話の場」、「連携協議会」等において、養成-採用-研修の一体的改革の一環として取り組んだ事業について令和7年度までに効果を検証するとともに、令和9年度までに事業の改善を実施 </td></tr> </table> ・1-2 地方創生に寄与するため、スポーツ及び芸術に関する専門的なスキルをもとに、地域社会と連携・協働した地域支援活動を展開することにより、地域文化の発展を牽引するとともに、地域イノベーター人材養成プログラムの開発や「地域プロジェクト」事業の成果を活用し、地域社会や地方自治体とともに地域の課題解決に率先して取り組む。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1140 940 1404 1219">評価指標</td><td data-bbox="1404 940 2143 1219"> 1 地域文化の発展や課題解決に関する事業数について、第4期期間の平均値が第3期期間の平均値以上 2 地域文化の発展や課題解決に関する事業の参加者数について、第4期期間の平均値が第3期期間の平均値以上 3 地域のステークホルダーとの連携の場において、地域の文化発展や課題解決に関する事業について令和7年度までに効果を検証するとともに、令和9年度までに事業の改善を実施 </td></tr> </table>	評価指標	1 一体的改革の一環として、教育委員会等と連携して取り組んだ事業数について、第4期期間の平均値が令和3年度実績以上 2 一体的改革の一環として、教育委員会等と連携して取り組んだ事業の参加者数について、第4期期間の平均値が令和3年度実績以上 3 北海道における教員志願者の減少を踏まえ、一体的改革の一環として北海道教育委員会等と協働し、令和7年度までに教員養成3キャンパス所在地に、各1か所、計3か所以上の拠点を置き、高校生を対象に教職意欲を育成するコース等を設定する。当該コース等における授業科目1単位のうち15時間以上を本学教員が実施する。 4 教育委員会との「対話の場」、「連携協議会」等において、養成-採用-研修の一体的改革の一環として取り組んだ事業について令和7年度までに効果を検証するとともに、令和9年度までに事業の改善を実施	評価指標	1 地域文化の発展や課題解決に関する事業数について、第4期期間の平均値が第3期期間の平均値以上 2 地域文化の発展や課題解決に関する事業の参加者数について、第4期期間の平均値が第3期期間の平均値以上 3 地域のステークホルダーとの連携の場において、地域の文化発展や課題解決に関する事業について令和7年度までに効果を検証するとともに、令和9年度までに事業の改善を実施
評価指標	1 一体的改革の一環として、教育委員会等と連携して取り組んだ事業数について、第4期期間の平均値が令和3年度実績以上 2 一体的改革の一環として、教育委員会等と連携して取り組んだ事業の参加者数について、第4期期間の平均値が令和3年度実績以上 3 北海道における教員志願者の減少を踏まえ、一体的改革の一環として北海道教育委員会等と協働し、令和7年度までに教員養成3キャンパス所在地に、各1か所、計3か所以上の拠点を置き、高校生を対象に教職意欲を育成するコース等を設定する。当該コース等における授業科目1単位のうち15時間以上を本学教員が実施する。 4 教育委員会との「対話の場」、「連携協議会」等において、養成-採用-研修の一体的改革の一環として取り組んだ事業について令和7年度までに効果を検証するとともに、令和9年度までに事業の改善を実施				
評価指標	1 地域文化の発展や課題解決に関する事業数について、第4期期間の平均値が第3期期間の平均値以上 2 地域文化の発展や課題解決に関する事業の参加者数について、第4期期間の平均値が第3期期間の平均値以上 3 地域のステークホルダーとの連携の場において、地域の文化発展や課題解決に関する事業について令和7年度までに効果を検証するとともに、令和9年度までに事業の改善を実施				

2 教育

- ・2 学生の能力が社会でどのように評価されているのか、調査、分析、検証をした上で、教育課程、入学者選抜の改善に繋げる。特に入学者選抜に関しては、学生に求める意欲・能力を明確にした上で、高等学校等で育成した能力を多面的・総合的に評価する。

⑤

- ・3 特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見や多様な価値観にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。（学士課程）⑥

2 教育に関する目標を達成するための措置

- ・2-1 教員や地域人材として活躍している卒業生の社会における評価に関して、ステークホルダーによる評価システムを構築し、検証結果を教育の改善に繋げる。

評価指標	1 「卒業生にどのような能力を求めているか」をステークホルダーに調査・分析し、令和5年度までに、求められている能力について抽出 2 抽出された「社会が求めている能力」に関して、「卒業生がどの程度備えているか」を、令和7年度までにステークホルダーに調査・分析することによって、明らかになった卒業生の能力に関する社会的評価結果に基づき、令和9年度までに新たな教育方法へ見直しの実施
------	--

- ・2-2 高大接続を踏まえ、志願者の能力を多面的・総合的に評価するために、本学に相応しい意欲及び能力を適正に評価するという観点から、入学者選抜方法の検証及び改善を実施する。

評価指標	1 選抜区分ごとに、個別試験で実施している各種検査等と志願者の学力等の対応状況を令和7年度までに検証し、令和9年度までに入学者選抜方法を改善
------	---

- ・3 専門教育において、「課題解決型学習」の視点を強化し、課題探究能力や客観的・論理的思考力の育成を進めるとともに、教養教育において、人間理解を中心にインクルーシブな社会の実現を見据えた幅広い知識や学際的な見方・考え方を育成するための教科横断的な科目を開発・導入し、学生に幅広い視野を持って客観的立場から課題解決に取り組むことのできる力を身に付けさせる。

- ・ 4 専門職学位課程（教職大学院）において、学校教育分野を牽引することができ、高度専門職業人として社会から求められる教員を養成する。⑨

評価指標

- 1 専門教育における課題解決型学習の内容拡充又は新規導入について、令和4年度に授業内容等を確定し、令和5年度から順次導入
- 2 教養教育における教科横断的科目の導入について、令和4年度に授業内容等を確定し、令和5年度から開講
- 3 課題探究能力や客観的・論理的思考力等の習得状況に係る質問尺度に対する受講生の回答平均値について、令和7年度までに予備的な調査を行い質問尺度を作成し、令和8年度の本調査において尺度の midpoint 超
- 4 幅広い知識や学際的な見方・考え方等の習得状況に係る質問尺度に対する受講生の回答平均値について、令和5年度までに予備的な調査を行い質問尺度を作成し、令和6年度に本調査を実施して、中間報告をするとともに、令和8年度までに尺度の midpoint 超

- ・ 4-1 教職大学院において、理論と実践の往還をさらに実質化させるため、臨床的研究をベースに実践的な新しい教育方法を開発・導入し、新たな教育課程へと見直すことにより、高度専門職業人としての教員に求められる実践的指導力を育成する。

評価指標

- 1 教員養成教育における高度化の取組として、令和6年度から実践的な新しい教育方法を開発・実施し、令和9年度から新たな教育課程に見直す
- 2 教員に求められる資質能力に関する質問尺度に対する大学院修了時の回答平均値について、令和7年度以降は毎年度、令和6年度以前の回答平均値超
- 3 大学院修了生(学部直進者)の教員就職率について、令和8・9年度の平均値が令和6・7年度の平均値超

- ・ 4-2 広大な北海道における学校教員への研修機能を強化し、学び続ける教員を支援するため、教育委員会と連携・協働し、遠隔授業によって修了要件を満たすことが可能なオンライン履修プログラムを開発・提供する。さらに、単位互換制度等を活用し、他大学の教職大学院とのオンライン履修による単位取得を可能とすることにより、授業科目の多様化を進め、本学教職大学院における学生の多様なニーズに応える。

- ・5 教員養成課程において、学校教員に必要とされる資質・能力を意識し、教育課程を高度化することで、地域の教育界で中核となって活躍できる教員を養成する。⑩

評価指標	1 オンライン履修プログラムを令和5年度までに開発し、令和6年度から提供 2 令和7年度以降、1大学以上の教職大学院と単位互換等の協定締結 3 現職教員の入学者数について、第4期期間の平均値が第3期期間の最大値以上
------	---

- ・5 実践的課題からの気づきをもとに学生の主体的・能動的学びを引き出すことにより、教職への意欲を高め、実践的指導力を持って個別最適な学び・協働的学びを教育現場で展開できる教員を養成するため、1年次から4年次までの実習体系を再構築するとともに、本学が開発した教育実習前CBTのテスト機能にトレーニング機能を追加し、教育実践力向上CBTとして授業科目「学校臨床研究」等に活用することにより、実践と理論の往還を実質化させた教育課程を実現する。

評価指標	1 1年次から学校現場を体験するなど、1年次から4年次までを体系化した教育実習へと再構築し、令和5年度から実施 2 実践と理論の往還を実質化するため、教育実践力向上CBTを活用した「学校臨床研究」等を令和7年度までに導入 3 教職意欲の質問尺度に対する教員養成課程学生の回答平均値について、令和7年度までに予備的な調査を行い、令和8年度に行う本調査において尺度の midpoint 超 4 教員の資質能力の質問尺度に対する教員養成課程卒業生の回答平均値について、令和7年度までに予備的な調査を行い、令和8年度に行う本調査において尺度の midpoint 超 5 実践と理論の往還を実質化させた新たな教育課程が導入される令和5年度に入学した教員養成課程の学生が卒業する令和8・9年度卒業生の教員就職率の平均値が令和5～7年度の平均値超
------	--

- ・ 6 データ駆動型社会への移行など教育界や地域社会等の変化に応じて、社会人向けの新たな教育プログラムを機動的に構築し、主に学校教育分野において求められる数理・データサイエンスの活用、ICT教育や学校教育のプログラミング教育などに対応できる新たなリテラシーを身に付けた人材や、既存知識をリバイズした付加価値のある人材を養成することで、社会人のキャリアアップを支援する。⑪

3 研究

- ・ 7 地域の教育課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、基礎研究に基づく理論及び知見と学校現場等における実践との往還を基盤とした臨床的研究に組織的に取り組み、その成果を学校現場等へ還元し、地域の教育力向上につなげる。⑮

- ・ 6 GIGAスクール構想への対応など、社会の変化に伴う新たな教育課題や教員のキャリアステージに応じた諸課題を解決するため教育委員会等と連携して教員のスキルアップに向けた教育プログラムの開発及び改善を図る。併せて、開発した教育プログラムを教職大学院の開設科目に位置付け、ラーニングポイント制に組み込むことにより、現職教員研修を強化する。

評価指標	1 社会人向けの教育プログラムについて、第4期期間中に2件以上開発及び導入し、うち1件以上は令和6年度までに開発及び導入 2 ICT等の現職教員研修の事業数について、第4期期間の平均値が令和3年度実績以上 3 ICT等の現職教員研修の参加者数について、第4期期間の平均値が令和3年度実績以上
------	---

3 研究に関する目標を達成するための措置

- ・ 7 各キャンパス等と附属学校との研究に関する協議や教育委員会との協議会等を定期的に行うなかで、大学として取り組む具体的課題を把握・整理するとともに、その結果に基づき大学教員の専門性に応じた臨床的研究のチームを組織して計画的に研究を進め、得られた成果を多様な方法で教育界に還元する。

評価指標	1 令和4年度及び令和5年度に、解決すべき教育課題ごとの臨床的研究チームの編成 2 臨床的研究の実施先となる教育委員会等の有識者から、令和7年度までに、論文、学会発表等の学術的成果、及び教材開発等の実践的成果に対して、肯定的評価及び改善すべき点が指摘され、令和9年度までに、その改善点を踏まえ、成果を教育現場に還元する実践を行った結果が、教育現場での問題解決に貢献した等の肯定的評価を得ること
------	---

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項

- ・ 8 学部・研究科等と連携し、実践的な実習・研修の場を提供するとともに、全国あるいは地域における先導的な教育モデルを開発し、その成果を展開することで学校教育の水準の向上を目指す。
(附属学校) ⑭

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

- ・ 8－1 地域における学校教育の水準を向上させるため、附属学校における教育実習や現職教員及び大学教員の研修の在り方を見直すとともに、大学と連携して実習・研修に係る新たな教育モデルを開発し、そのモデルの活用により、附属学校における実習・研修を強化する。

評価指標	1 1年次から学校現場を体験するなど、1年次から4年次までを体系化した教育実習へと再構築し、令和5年度から実施（再掲） 2 オンライン・オンデマンド・遠隔双方向授業等のICT機器の活用等をはじめとした多様で新たな研修モデルについて、第4期期間中に2件の開発 3 附属学校における研修の参加者数について、第4期期間の平均値が令和3年度実績以上
------	--

- ・ 8－2 附属学校における幼小中一貫カリキュラム、ICT活用教育、地域探究カリキュラム等の新しい学校教育課程モデルを開発するとともに、義務教育学校のカリキュラム等に係る先導的な教育プログラムを開発し、その成果を地域の公立学校に展開する。

評価指標	1 地域のモデルとなる先導的な教育プログラム等について、第4期期間中に4件以上開発し、うち2件以上を令和6年度までに開発 2 公立学校への展開数（公開研究会等の実施数）について、第4期期間の平均値が令和3年度実績以上 3 教育プログラム開発の研究開発報告書又は刊行書の発行数について、第4期期間中に4件以上
------	---

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- ・9 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。②①
- ・10 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。②②

III 財務内容の改善に関する事項

- ・11 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。②③

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・9 多様なステークホルダーを参画させ、その知見を法人運営・経営に生かすため、対話の実施やアドバイザリーボードの仕組みを構築する。また、経営力強化を図るため、法人運営・経営に必要な能力を備える人材を育成する方針を定めるとともに、具体的な取組を行う。

評価指標	1 アドバイザリーボード等の新たな対話の場を令和5年度までに設け、既存のものを含む対話の場の実施について第4期期間中毎年度1回以上実施 2 法人運営・経営に必要な能力を備える人材の育成方針を踏まえた法人運営・経営の研修について、第4期期間中毎年度1回以上実施
------	--

- ・10 保有している資産を最大限有効活用するため、民間事業者とのコラボレーションにより学生・教職員・地域が触れ合える施設の誘致を目指すなど、寄附金や民間資金等を活用した施設整備を進める。また、本学の中長期的な活動の方向性を踏まえたキャンパスマスタープラン及びインフラ長寿命化計画に基づき戦略的に施設整備を進め、施設の有効活用を促進する。

評価指標	1 民間資金等を活用した施設整備を第4期期間中に合計6件以上実施 2 キャンパスマスタープラン及びインフラ長寿命化計画に基づく施設整備を第4期期間中毎年度5件以上実施
------	--

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・11 安定した財務基盤確立のため、令和2年度に策定した「経営力強化方策」に基づき、自己収入増加の取組を行う。また、各種エビデンスに基づく予算配分等を導入し、学内の資源配分の最適化を進める。さらに、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用に積極的に参画し、安定的な運用益の確保に取り組む。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 180 1406 459">評価指標</td><td data-bbox="1406 180 2139 459"> 1 北海道教育大学基金を第4期期間平均で3,300万円以上獲得 2 第4期期間中に学長の裁量で配分できる財源について、第3期期間の予算額以上である年間205百万円以上を毎年度確保 3 Jファンド（北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用）による運用益を第4期期間の総計で500万円以上確保 </td></tr> </table>	評価指標	1 北海道教育大学基金を第4期期間平均で3,300万円以上獲得 2 第4期期間中に学長の裁量で配分できる財源について、第3期期間の予算額以上である年間205百万円以上を毎年度確保 3 Jファンド（北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用）による運用益を第4期期間の総計で500万円以上確保		
評価指標	1 北海道教育大学基金を第4期期間平均で3,300万円以上獲得 2 第4期期間中に学長の裁量で配分できる財源について、第3期期間の予算額以上である年間205百万円以上を毎年度確保 3 Jファンド（北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用）による運用益を第4期期間の総計で500万円以上確保				
IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ・12 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それをういたエビデンススペースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。②4	IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・12-1 客観的なデータに基づいて評価結果を可視化するなど、客観性と透明性を確保した自己点検・評価を実施するとともに、その結果を基に法人運営における課題の把握及び改善を推進する。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 719 1406 962">評価指標</td><td data-bbox="1406 719 2139 962"> 1 自己点検評価委員会において、教育の内部質保証及び法人評価（年度計画）に係る自己点検を実施し、自己評価書を毎年度作成するとともに、その評価結果を可視化し、それを大学ホームページ等において公表 2 毎年度作成する自己評価書をもとに、自己点検評価委員会（4回以上開催/年）において法人運営における課題の把握・共有を行うとともに、改善計画を策定 </td></tr> </table> ・12-2 大学の広報アクションプランに基づき、ステークホルダーに対して積極的に大学の魅力を発信するとともに、本学に対する評価を把握する。また、広報活動の実効性を高めるため、客観的なデータにより、広報アクションプランの検証及び改善を実施する。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 1169 1406 1358">評価指標</td><td data-bbox="1406 1169 2139 1358"> 1 ニュース発信件数について、第4期期間中毎年度230件以上 2 広報アクションプランに関する点検評価を令和5年度以降隔年実施し、当該点検評価の実施年度中に評価結果を広報施策に反映 </td></tr> </table>	評価指標	1 自己点検評価委員会において、教育の内部質保証及び法人評価（年度計画）に係る自己点検を実施し、自己評価書を毎年度作成するとともに、その評価結果を可視化し、それを大学ホームページ等において公表 2 毎年度作成する自己評価書をもとに、自己点検評価委員会（4回以上開催/年）において法人運営における課題の把握・共有を行うとともに、改善計画を策定	評価指標	1 ニュース発信件数について、第4期期間中毎年度230件以上 2 広報アクションプランに関する点検評価を令和5年度以降隔年実施し、当該点検評価の実施年度中に評価結果を広報施策に反映
評価指標	1 自己点検評価委員会において、教育の内部質保証及び法人評価（年度計画）に係る自己点検を実施し、自己評価書を毎年度作成するとともに、その評価結果を可視化し、それを大学ホームページ等において公表 2 毎年度作成する自己評価書をもとに、自己点検評価委員会（4回以上開催/年）において法人運営における課題の把握・共有を行うとともに、改善計画を策定				
評価指標	1 ニュース発信件数について、第4期期間中毎年度230件以上 2 広報アクションプランに関する点検評価を令和5年度以降隔年実施し、当該点検評価の実施年度中に評価結果を広報施策に反映				

V その他業務運営に関する重要事項 ・13 AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。②⑤	V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・13 本学が策定した「ニューノーマル時代を見据えたワークスタイルの構築」を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を講じた上で、業務の継続性の確保及び機能の高度化を図り、デジタル・キャンパスを推進する。 <table border="1" data-bbox="1140 309 2141 416"> <tr> <td>評価指標</td><td>1 テレワークを推進するシステムを令和7年度までに導入し、電子決裁及び文書管理システムなど、業務の効率化を推進するシステムを令和6年度までに導入</td></tr> </table>	評価指標	1 テレワークを推進するシステムを令和7年度までに導入し、電子決裁及び文書管理システムなど、業務の効率化を推進するシステムを令和6年度までに導入
評価指標	1 テレワークを推進するシステムを令和7年度までに導入し、電子決裁及び文書管理システムなど、業務の効率化を推進するシステムを令和6年度までに導入		
	VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 別紙参照 VII 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 1,639,345 千円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。 VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 - 札幌あいの里団地（札幌校、附属札幌小・中学校他）の東側に位置する土地の一部（北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1番1号 1,180㎡）を譲渡する。 - 附属旭川幼稚園の土地（建物含む）の全部（北海道旭川市春光5条2丁目3638番 6,255.05㎡）を譲渡する。 IX 剰余金の使途 - 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、 - 教育研究の質の向上及び業務運営の改善に充てる。		

X その他**1. 施設・設備に関する計画**

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額 78	(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (78)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について令和4年度以降は令和3年度同額として試算している。

なお、各事業年度の(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ・本学の教員養成における学生教育の質向上、及び学校教員の資質能力向上のため、公募により学校現場の実務経験が豊富な教員の採用に努めるほか、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との協定を活用した教員の人事交流を引き続き実施する。
- ・多様な経験及び広い視野を持つ職員を育成するため、他機関との人事交流を活性化させる。
- ・持続可能な教育研究体制の構築のため、本学の「経営力強化方策」の一環として、教員数及び配置数の適正管理に取り組む。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、本学が策定した各一般事業主行動計画に取り組む。

3. コンプライアンスに関する計画

- ・研究費の不正防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、研究費の管理・運営に関わる責任体系や職務権限等を明確化するとともに、研究者の行動規範や研究費の使用ルール等の理解を深めるコンプライアンス教育及び啓発活動を相互に補完する形で実施することにより、研究費の不正を起さない組織風土を形成する。研究活動の不正防止については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、教員には学外の教材を活用した研究倫理教育の定期的な履修を義務付けるとともに、学生には適宜更新する教材を活用して卒業論文作成や授業等の機会に研究倫理教育を徹底する。
- ・定期的かつ継続的に教職員に対してコンプライアンスに関する啓発活動及び研修等を実施し、法令遵守の意識付け並びに大学人としてのモラル及び社会的責任に対する意識の向上を図る。

4. 安全管理に関する計画

- ・労働安全衛生法等の関係法令の遵守を基本に、安全で適切な環境で修学及び就労ができるよう、下記の取組を実施する。

【災害の原因となり得る危険を未然に防止するための取組】

- ・大学構成員に対する安全に関する教育の実施
- ・施設及び設備の検査及び整備
- ・定期的な職場巡視の実施

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

6. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 附属旭川幼稚園移転事業に係る施設設備整備費、移転費
- ② インフラ長寿命化計画に基づく施設設備整備費の一部
- ③ その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

7. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

- ・ポスター・リーフレット等を利用して学生に対する普及促進活動を行う。
- ・職員のマイナンバーカード取得状況を把握するとともに、職員に対する普及啓発等により、職員のマイナンバーカード取得促進を図る。

別表 学部、研究科等及び収容定員

学部	教育学部 4,740人 教員養成課程 2,880人 国際地域学科 1,140人 芸術・スポーツ文化学科 720人 (収容定員の総数) 4,740人
研究科等	教育学研究科 190人 (収容定員の総数) 修士課程 18人 専門職学位課程 160人 博士後期課程 12人

別紙 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	39,148
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	78
自己収入	19,866
授業料及び入学料検定料収入	19,415
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	451
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	686
長期借入金収入	0
計	59,778
支出	
業務費	59,014
教育研究経費	59,014
診療経費	0
施設整備費	78
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	686
長期借入金償還金	0
計	59,778

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額43,284百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注）人件費の見積りについては、令和5年度以降は令和4年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注）退職手当については、国立大学法人北海道教育大学役員退職手当規則及び国立大学法人北海道教育大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注）組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定方法〕

毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

Ⅰ〔基幹運営費交付金対象事業費〕

①「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。D（y－1）は直前の事業年度におけるD（y）。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y－1）は直前の事業年度におけるE（y）。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

③「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔基幹運営費交付金対象収入〕

④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた

額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（令和4年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。令和4年度予算額を基準とし、第4期中期目標期間中は同額。

Ⅱ〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

- (1) $D(y) = D(y-1) \times \beta$ （係数）
 (2) $E(y) = \{E(y-1) \times \alpha$ （係数） $\} \times \beta$ （係数） $\pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$
 (3) $F(y) = F(y)$
 (4) $G(y) = G(y)$

 $D(y)$ ：教育研究等基幹経費（①）を対象。

$E(y)$ ：その他教育研究経費（②）を対象。

$F(y)$ ：ミッション実現加速化経費（③）を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

$G(y)$ ：基準学生納付金収入（④）、その他収入（⑤）を対象。

$S(y)$ ：政策課題等対応補正額

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$T(y)$ ：教育研究組織調整額

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$U(y)$ ：成果を中心とする実績状況に基づく配分

各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果

に基づき配分する部分。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y)：特種要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α（アルファ）：ミッション実現加速化係数。△0.8%とする。

第4期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。

β（ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特種要因経費」については、令和5年度以降は令和4年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和4年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、令和4年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和5年度以降は令和4年度予算積算上の金額から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」を0として加減算して試算している。

2. 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	59,808
経常費用	59,808
業務費	56,225
教育研究経費	9,557
診療経費	0
受託研究費等	240
役員人件費	511
教員人件費	33,688
職員人件費	12,229
一般管理費	1,740
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,843
臨時損失	0
収入の部	59,808
経常収益	59,808
運営費交付金収益	39,148
授業料収益	15,244
入学金収益	2,268

検定料収益	474
附属病院収益	0
受託研究等収益	240
寄附金収益	446
財務収益	0
資産見返負債戻入	1,537
雑益	451
臨時利益	0
純利益（損失）	0
総利益（損失）	0

注）受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注）受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	60,652
業務活動による支出	58,271
投資活動による支出	1,507
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	874
資金収入	60,652
業務活動による収入	59,700
運営費交付金による収入	39,148
授業料及び入学科検定料による収入	19,415
附属病院収入	0
受託研究等収入	240

寄附金収入	446
その他の収入	451
投資活動による収入	78
施設費による収入	78
その他による収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	874

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。